

# はじめに

ぱらっとホーム世田谷(世田谷区生活困窮者自立相談支援センター)は、平成26年に生活困窮者自立支援法施行前のモデル事業として開設してから丸9年が経過しました。

この間、日常生活上での様々な生活課題を抱える生活困窮者への支援を継続してきましたが、特に令和元年度末から始まった新型コロナウィルス感染症の影響下で打ち出された各種生活困窮施策への対応のため、業務量が飛躍的に増加することになりました。

令和4年度についても、令和2年3月25日から始まった「新型コロナウィルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付」について、令和4年9月末日まで受付業務を行うとともに、令和5年1月に始まった特例貸付の償還に関する相談対応業務を行い、「住居確保給付金」についても、令和5年3月末で受付が終了となった特例再支給を含めて事務処理を進めました。

また、各種生活困窮施策の利用が終了してもなお生活再建が困難な生活困窮者が存在しており、フォローアップ支援にも継続的に取り組みました。

このような事業拡充の経過に伴い、職員数は当初の13名から27名へと増加し、令和4年4月には「世田谷ひきこもり相談窓口リンク」の開設に伴い現在の場所に事務所が移転し、分室と合わせて、現在は2つの拠点で事業を行っています。

当初より、ぱらっとホーム世田谷では、生活困窮者自立支援法の理念に基づき、生活困窮者の自立と尊厳の確保を掲げ、相談者の話を丁寧に聞き、一緒に課題を整理しながら解決方法を考える姿勢を大切にして、「第2

のセーフティネット」と呼ばれる役割を担ってきました。その中で、相談者からの相談内容については、生活費や債務、仕事探しなどに関連する内容が多くみられます。しかし、面談を繰り返し、課題解決に向けて話し合いを続けていく中では、その背景に疾病やメンタル不調、高齢、障害、不登校・ひきこもり、家族の問題、人間関係など、様々な生きづらさや社会的に孤立した状況にあることなど多種多様な課題が浮き彫りになっています。

こうした状況に対して、相談者の話を聞き、声にならない声に思いを巡らせながら、相談が途切れることのないよう、つながり続けることが大切な役割の一つだと考えています。

現在、相談者が抱える生活課題は、複雑に絡み合っていることが多い、ぱらっとホーム世田谷の支援だけでは到底解決できるものではありません。従来の福祉制度に当てはまらない狭間の課題も多く、包括的に課題を受け止め、様々な制度や多機関の支援を組み合わせながら、重層的に支援を行う必要があるため、今まで以上に、地域の多機関との連携・協働に取り組んでいきます。そして、新型コロナウィルス感染症の影響が続く中で、なかなか課題が解決せず生活に困窮する住民に対して、今後も相談者の尊厳を大切にしながら、相談者が自らできることを考え、一歩を踏み出せるよう、寄り添った支援を心掛けていきたいと思います。

令和5年12月



ぱらっとホーム世田谷  
センター長 田邊 仁重